

アンリ・ブランズヴィク

十八世紀のプロイセンの社会とロマン主義

——十八世紀末のプロイセン国家の危機とロマン主義的メンタリティーの発生 (一)

信 岡 資 生 訳

三、都市における貧窮

政治的分裂と、各産業の市場を狭める関税の障壁のために経済危機は帝国のあらゆる都市に広がる。⁽⁴²⁾ 将来にわたって事態改善の見込みがないのなら、なぜ商売が左前になった善良な市民に金を貸してやらないのだろうか？⁽⁴³⁾ 手工業者が多過ぎる。都市の手工業者はマニユファクチュアの台頭に怯える一方で村の手工業者にも顧客を奪われる。ベルリン近郊のシュトラールアオでは、貧しい製造業者が自分の作った毛織物や絹の儲けを当てにしても、布地はさっぱり売れない。商人は大工場主に借りがあつて、仕入れをどこか他の処でするわけにいかないのである。しかも大工場主は、商品を原価の十パーセント引きで支払う条件でなければ取り引きしないと引き張る。貧しい製造業者は金持ちの手に情容赦なく委ねられる一方、金持ちの方はこんな具合にして高い原料価格の埋め合

十八世紀のプロイセンの社会とロマン主義

わせをつけるのである。しかし貧乏人の妻子は飢える。「ベルリンの近郊都市の住民の大部分はこの種の駄獸から成り立っている。」⁽⁴⁴⁾一七九七年のある統計によると、ベルリンでは六千六百二十二人の織工が三千五百八十八台の織機で絹布を織っている。このようにベルリンには七万人から八万人の労働者がいたが、これは総人口の約三分の二である。⁽⁴⁵⁾

これらの貧しい人たちがどんな暮らしをしていたかは確かめ難い。十八世紀の物価の変動に関する調査が缺けているし、給料についての記録も極めて少ない。記録文庫に保管された地方の市場情報も、大部分がフリードリヒ二世の没後焼却されてしまった。しかしそれでも物価はこの世紀の間に上昇したと主張できる。一七六六年から一七七五年の間にベルリンでは純銀一マルクでライ麦七・四二シエツフェル、オート麦約十八・五シエツフェルが買えたが、一七七六年から一七八五年の間にこの量は九・五七シエツフェルと二十一シエツフェルに上昇した。しかし一七八六年から一七九五年の間には以前と同じ七・六九シエツフェル、十七・〇九シエツフェルに下がり、更に一七九六年と一八〇五年の間には五・一三シエツフェル、十二・二二シエツフェルに下がる。ライ麦一シエツフェルは四十五キログラム、オート麦一シエツフェルは二十五・五キログラムである。

他方、給料は物価と並行しては上昇しなかったようである。労働力の供給が大へん大きいのでその価値は下がり易い。しかも国家はその価値を安定させるための努力は何一つしない。このことに言及した記録は稀少であるが、それによっても時と場所によって給料に極端な差異のあることが知られる。ベルリン近郊のツェーレンドルフでの日雇い労働者は一日五グロツシエン稼ぐが、シュトルプでは二グロツシエンである。

食費が高騰する一方で給料は上がらない。そこで平均生活水準は下がり、貧困が増大する。ハレのある貧しい

大学生の一八〇四年の生計費を手がかりにして日雇い労働者の年間生活費を算定してみよう。部屋代に十ターラー見なければならぬ。昼食代三十ターラー、洋服屋に十二ターラー、靴屋に八ターラー、暖房に十二ターラー、その他の食費やさまざまな購入に五十ターラーが必要である。大学生に比べて労働者は家政を自分で執り、下着も——下着なるものを着用していればの話だが。というのも、労働者は大学生ほど良い身なりをしなくてもよいのだから——自宅で洗うことができる。だから労働者は二百二十ターラーでなくても百二十ターラーでやっていける。ところが毎日五グロッシェンで年に三百日働くとするれば六十二ターラーと十二グロッシェン稼ぐことになる。つまり彼は件の貧しい大学生の四半分の食事で済ませ、四半分の住宅に住まわねばならない。彼の給料は、ハレの物価がツェーンドルフよりも高いと仮定しても、どうにか露命をつなぐに足るだけである。とすれば、一日二グロッシェン稼ぐシュトルプの日雇い労働者は、必要な物を乞食をするか泥棒をするかして入手しなければどう見ても生きていけないことになる！

こうした例を挙げて、物価や給料について推論するデータとしては十分ではない。しかしこのテーマについての必読の研究論文が現れるまではこれらの例にも顧慮が払われなければならない。というのも、これらは手工業の危機と貧困の増大に関する多くの報告と一致するからである。

新しい親方の開業を妨げるために職人期間に関する法律が改められる。しかしこの法の網の目をくぐり、徒弟期間を終了しないままうまく父親の後継者となる若者が余りにも多い。プロイセンの王領院は一七九〇年この制度の廃止を提案する陸軍司令部に対し異議を申し立てた。これは本当に労働者の墮落だろうか？ 遠隔の地で過ごす七年の修業期間を三年に引き下げた一七三二年の営業鑑札は、二年の兵役を一年の職人期間に換算すること

十八世紀のプロイセンの社会とロマン主義

を認めているのである。⁽⁴⁶⁾

ではこの遍歴の技術的価値が論じられよう。遍歴は兄弟団ツンフトのお蔭で楽になった。兄弟団はどの村にも宿泊所ヘルベルツを持っていて、他国者はそこで寝泊まりし、援助を受ける。宿泊所では大へん厳格な紀律が行われている。宿の主人もしくは女将は、各人が夜十時にはベッドに入っているよう監督する。親方は職人二人以上、徒弟一人以上を雇ってはならないことになっているので、旅職人は必ずしも仕事を見つけないといけない。ツンフト規約も人口増加以前の時代に作られたものときている。一七三一年の帝国憲法では失業手当を認めている。失業者は、続けて堪えて生き抜くか、またはどこか他の処で幸運を試すかに応じて、手当てをそれぞれ現物または貨幣のどちらか役に立つ方で受け取る。⁽⁴⁷⁾都市にたどり着くと失業者は宿泊所ヘルベルツに連れて行かれ、そこで証明書を提示して必要な援助を受け、それで遍歴を続けることも可能となる。警察は貧窮者の数が増えないよう、彼が町を離れるまで監視する。⁽⁴⁸⁾

失業者が何度も不運に見舞われると仕事探しを諦める例もしばしば生じる。ボロの衣服を身に纏い、踵の磨り減った靴を履いて親方の眼の前に進み出る勇氣が失くなる。悪い仲間や、軽卒に泥棒と結んだ友情が彼を駄目にしてしまう。淳朴なあまり、しばしば恋の情熱の虜になり、消耗し病気になる。こうして彼も結局は浮浪者の仲間入りをする。当局は、若者たちが本当に仕事を見つけないチャンスを掴める所へ行かせ、また彼等を待ち受ける危険を教えるという問題に取り組まなくてはならないところなの。⁽⁴⁹⁾

貧窮者にはどこへ行っても同一の特別の規則がある。それはまず物乞いの禁止で、違反すると禁固刑に処せられる。次に「これら不運なる者たちになお残る体力を無益に放置しないように」⁽⁵⁰⁾、市民の税金でまかなわれる労

働者ハウスの建設。このハウスには「貧しい破廉恥漢」と、自らの労働生産物から扶養費を差し引いた残りを手にする自由な年金生活者が住み、また強制労働を科せられた乞食もそこへ放り込まれる。⁽⁸¹⁾同じ建物にいっしょに、あるいは分けられて収容される彼等の数は大へんなもので、博愛家ラムフオードの挙げる調理法による安く栄養のあるスープを食べる。即ち七十人分として百リットルの水に二十四ポンドのじゃがいも、七ポンドの乾燥豌豆、七ポンドのパン、二ポンドの肉、二分の一リットルの酢、一ポンド四分の一の塩を加えて作るスープで、燃料費も含め一人当たり一ペニヒ半乃至二ペニヒ、ハンブルクのようにゼラチンを加えて上等なものに仕上げて二ペニヒを少し上回る程度である。⁽⁸²⁾

ベルリンのハウスは最も大きいもの一つである。フリードリヒ二世が建設し、彼の後継者が大きくしたもので、一千人以上を収容できる。一七七四年の布告では、一階は自由年金生活者に割り当てられている。彼等は隔離された仕事部屋で羊毛を紡ぎ、二階の職人、婦休兵、市民よりも良い食事が与えられる。二階のこれら乞食たちは、最初三か月の強制労働を科せられ、その後——累犯で——一年、数年、あるいは終身懲役の判決を受けた者たちだが、彼等の待遇は苛酷である。しかし三階に住む裁判所による逮捕者や、慈善病院で性病の治療を受けた後ここでこうして自堕落な生活習慣を断ち切らせようとされている遊び人の扱いは更にいっそう苛酷である。子供等はハウスの中で教育を受ける。一七八五年には千二百五十名が収容されていたがその中の六百四十一名が一階に、六百九名が二階だった。二階の収容者の中には四十六名の少年、七十一名の少女がいる。⁽⁸³⁾

同じような施設がハレ、アオクスブルク、カッセル、ハーナオ、エアランゲン、ヴェルツブルク、フェルト、ゲッティンゲン、エアフルト、要するに帝国のたいいていの都市にある。⁽⁸⁴⁾

フリードベルクでは一七九〇年「総人口に対する貧民の数が異常に高⁽⁵⁵⁾い。ケルンでは乞食の数が人口四万人の三分の一に達する⁽⁵⁶⁾。船にいったい乗って彼等は、たとえばアーヘンのように、カトリック教のお蔭で、互いに権力争いをしていいる政治家のお蔭で、また貧弱な経済組織のお蔭で、彼等の仕事にとって都合の好い都市に上陸する⁽⁵⁷⁾。カッセルでは乞食の数が「極度に高⁽⁵⁸⁾い」。マクデブルクでは乞食がどこから来るのかわからない⁽⁵⁹⁾。ベルリンでは一七八四年に公式には七千三百人に扶助を与えているが、この数字は信用できない。至る所で乞食が都市へ流れ込む。小都市では市の立つ日には文字通り人で溢れる⁽⁶⁰⁾。市門の警備は増強され、ブレーマン、ヒルデスハイム、ミュールハオゼンでは旅券の検査が厳重になる。アントン・ライザー^{訳者注⑩}は町へ入るために一計を案じなくてはならなくなる。彼は日曜日に馬車で遠乗りして日暮れに家に戻る人々の群れに紛れ込む。彼は身なりが良く、上等の靴下を穿いていたので幸いにも浮浪者と思われずに済んだ⁽⁶²⁾。

奢侈贅沢が増大するのと対照的に、他方ではこうした貧困が進む。ベルリンの新市街でさえ、歩道が凸凹で通りの舗装も悪く、雨が降ると石伝いに水溜りを飛び越えなくてはならず、埃がひどく立ちこめてウンター・デーン・リンデン通りの散歩者の身辺を見えなくするほどであり、下水道が家並みに沿う溝と化し、従って夏になると「パリのようにひどい」悪臭を放ち、冬には汚水が路上を流れるなど、不評を免れないとしても、これらの欠陥は旧市街の状態と比べるとまだましといえる⁽⁶³⁾。そこでは人々は狭い通りの低い家屋に密集して住み、通りには夜間は照明がなく、芥塵が堆積する。犬や猫の死骸につまずくこともある。シュトラールアオでは「平屋の木小屋に半裸体の人々が住んでいる⁽⁶⁴⁾。巷はペテン師、芸を仕込んだ犬を見世物にする連中とか、押しつけがましい親切で人々に迷惑をかける兵士で溢れている。こちらでは相手から何が何でも仕入れの品をすっかり捲き上げよ

うとしているかと思えば、あちらでは相手に菓子を無理矢理売り付けようとしている。彼等はみんな、橋を包圍し並木路や広場を占領している板張りの店の前にひしめき合う。ここではペテン師がこれら哀れな連中が手放したがるくだ道具をせり売りしている。⁽⁶⁵⁾

個人名のない統計によるとこうした情景は更に暗くなる。人口約十四万人、その中一七九八年には三万五千人が駐屯軍の兵士であったベルリンに六百五十八軒のビアホール、五十三軒の喫茶店、百四十軒のホテルが数えられる。最も主要な死亡原因は一七九六年では結核で五千三百九十六件の中千百十四件、また二百六十四件の死産、七百七件の「行き倒れ」もある。老衰による死亡は二百八十八件でやっと第七位を占める。⁽⁶⁶⁾

住民の公徳心の低下も貧窮に由来するものである。ポツダム(67)の古い建物の正面の背後には兵舎が隠れていて、兵士等はズボンを天使で飾られた窓に吊し、通行人から覗き見されることなく着換えを行う。旅人が夕闇迫る頃なお宮殿の建築美にうっかり見とれてみると、三階から通りに向かって放尿する兵士の一人の滝しぶきを突然浴びて夢想から醒まさせられる。⁽⁶⁸⁾ 学者は、公衆の保護に委ねられている芸術品を破壊するというドイツじゅうに広まっている悪しき習慣を確認して絶望する。「少しでも芸術の香りのするものなら何もかも破壊してしまふ——彫像を叩き壊す、絵画を汚す、要するに芸術の真の敵であることを如実に示すドイツ大衆の野蠻な傾向が至る所で非難的になっているのは周知のことである。この事実は否定できない。低級な大衆階層に勝手気儘を許しておけば、彼等是他所では味わえない意地悪な喜びに浸って物を破壊して回っている。」⁽⁶⁹⁾

ベルリンでもポツダムでも建物の装飾の彫像が傷つけられる。ウンター・デン・リンデンでは並木大路と路地の境いの木の柵を、装飾を施した鎖——住民の狂暴性にとってあまりにも大きな刺激となるノ——でなく、石を

土台にした太い鉄棒に替えたところ、棒も土台も工事を施したその夜の中に引き抜かれてしまう。⁽⁷⁰⁾鼻、手、その他「新しい彫像から突き出ているあらゆるものを救う唯一の手段は、公共の芸術品を監視下に置いて、群衆の目に監視の事実を徹底させて彼等の狂暴から守ることである……」⁽⁷¹⁾。

奉公人の供給過剰も経済危機から説明できる。労働力が貴重なため「雇人条令」⁽⁷²⁾が若者に奉公に就くことを義務づけていた時代は過去のものとなった。大勢の職人と農民が仕事口を求めている。⁽⁷³⁾体裁を飾ろうと市民や貴族が争って必要以上に人を雇う。一七九八年には十四万二千人の住民（駐屯兵を含む）に四千四百九十二人の従僕と一万一千四百四十三人の女中がいる。⁽⁷⁴⁾彼等は休みの日に巷を徘徊し、高価なドレスを見せびらかし、賭博をし、売春に耽る。⁽⁷⁵⁾眼に余る逸脱や休日、雇い主の発行する証明書に、雇用の際に交付する給料の額についての説明書に厳しい警察の取り締り規定を適用しようと努めるが効果があがらない。法は本来モラルなのである。この主人にしてこの召使いあり。⁽⁷⁶⁾

都市と地方の貧窮を克服できるだろうか？ 賭博を禁止し、慈善を支援するだけでなく、他のこともやってみては？ そう主張する評論家は極めて少ない。しかし彼等が新たに提案する解決策は社会革命に通じる。奴隸制の廃止と租税に苦しむ農民の解放？ こいつはすごい！ そうなれば農民は自分の田畑で大勢の家族といっしょに暮らすことができよう。⁽⁷⁷⁾ 国家の補助金のできるだけ公平な分配と、予算の改革と、⁽⁷⁸⁾ 抵当信用の設定？ 全くすばらしいことだ！ だが、誰がイニシアティブをとるのか？

四、暴動

改革は一向になされる模様もなく、貧窮者層は自らの運命を改善したフランス人の好例を眼前に見たので、常に不穏な空気が漂う。こちらでどうか鎮圧したかと思うとあちらで新たな発生を見る。ほんの些細な出来事が暴動を誘発する。フランスの影響は、主張されたように直接ではなかったが、それでも農民や労働者はこれに刺激されて自分たちの権利を要求し始める。彼等はフランス人を手本にして自分たちの権利を定義できるのである。

ザクセン選帝侯国ではマイセン地方の農民が一七九〇年以來貢租を拒む。彼等は結束して大地主の狩猟権に反対して蜂起する。猟獣が収穫を荒らすのである。時には彼等は城館へ押しかけ、貢租の棄権状を要求する。不景気期の八月には運動はトルガオやピルナにも波及する。これは軍隊によって弾圧される。そのうえ選帝侯は利口にも野獣を自分の方で殺させる。新たな「賦役に反対する謀叛」が一七九二年ツァイスとアルタースブルクの間で露見する。

プロイセンでは地方の暴動が一七九二年末に発生する。陸軍はフランス軍との戦争に狩り出されていて、しかも敗れたことが不満分子を勇気づける。暴動はとりわけ密貿易が盛んな地方に発生する。二月に政府の回状が回されて、マクデブルク地方の農民を武装解除し、捜査の過程で発見された扇動的な文書を押収するよう命じている。公式筋の否認にもかかわらず暴動が発生したと思われる。

シュレージエンでは土地・地代台帳制度の慣行が地方民の間に不穏な空気を生み、暴動は深刻な事態となる。レーヴェンベルクとゴルトベルク郡で、リークニッツとトルガオの間で、ベーメン国境付近で、軍隊が大地主を

十八世紀のプロイセンの社会とロマン主義

農民から守った。農民は貢租の支払いを拒否して殺害の脅しをかけたのである。一七九三年一月にはシュレージエン全土が大混乱に陥る。オールアオ郡の農民が賦役を拒否し、ニムプチュ、ノイマルクト、グロットカオ、エールスリベルシュタット郡の農民もこれにならう。地方総督フォン・ホイムは抵抗を試みたが及ばない。順次の調査の結果、大地主はあまりにもしばしば権限以上のものを取り立てていることが判明する。収穫期に入って再び平静に戻るが、しかしその後、冬の間にラーティゴア侯国の地方民が蜂起する。アルトマルクでは更にシュレンブルク家、アルフェンスレーベン家〔訳者注〕の巨大な領地の農奴達が一七九四年に改革を要求する。

これらの運動はどこもかしこも自然発生したものである。どこでも、他国者の指導者がいて、その扇動で領民の突然の暴動の説明がつけられるところはない。しかし調査の結果、暴動に参加した者たちはしばしば不当な賦役の判決を受けたことが判る。それにもかかわらず必要な改革は敢て行われず、農民には暴動を起こすよりもむしろ国王の裁判に訴えることを勧め、地主には公正であれと勧告する一七九八年二月十五日の勅令の告示で済ませている。

手工業者は戦争と重商主義の下に苦しむ。軍需が糸と穀物の価格の上昇の原因となる。これに反し小売商人は、届けられる布地に対する支払いをだんだん減らす。遂に貧窮した織工たちが蜂起する。一七九三年三月三十日彼等は富豪商人の貯蔵していた糸を泥中に投棄し、鎮圧に乗り出す兵士の部隊を修道院に押し込め、それから声明を出す。合い印として彼等は左肩に袋を担いでいる。四月六日と八日に彼等はシュヴァイトニッツとシュトリীগオの市場に集合し、糸を普通価格以下で彼等に渡すよう富豪商人に強い、また布地に対し価値以上の金を彼等に支払うよう小売商人に要求する。彼等は粉屋、パン屋、肉屋も脅した。ホイムには彼等が不当でないこと

がわかっている。彼は力に頼ることをせず、結局糸を彼自身が定める価格で織工たちに売り渡すよう富豪商人に強制するのである。⁽⁷⁹⁾

ホイムの示した雅量に諸都市の手工業者たちは勢いづく。帝国の殆ど全土に暴動が起こるが、その最も深い原因はといえば経済的窮境以外の何ものでもない。シュミールデベルクでは大工と左官の徒弟が市役所を占拠し、市民に暴行を働く。それは警察令を無視して仕事中に煙草を吸った一人の大工が逮捕されたのが原因であった。⁽⁸⁰⁾ プレスラオでは人望のない市長の教唆によって、罪を犯した一人の仕立屋の徒弟が拘引されたことが引き金となって本物の革命騒ぎが起こり(一七九三年四月二十八日から五月二日まで)、三十七人の人命が失われた。⁽⁸¹⁾

ベルリンでは市民と職人が一七九五年五月乱闘を演じる。⁽⁸²⁾ 所々方々で戦闘が起こる。アーヘンでは一七八六年市長の椅子を争う二つの党派の間の確執の中に市役所が荒らされる。⁽⁸³⁾ ヒルデスハイムでは市憲法制定をめぐって一七九〇年に紛争。⁽⁸⁴⁾ ブラオンシュヴァイクでは親方に反抗してストライキを行う車大工の徒弟が他のツンフトから支援される一方、周辺の農民が軍兵の宿営を拒む。プレーメン国境付近では、これを農民に強制するために増援部隊が派遣される。⁽⁸⁵⁾ ハンブルクでは一七九一年八月銃前職人がストライキを始める。⁽⁸⁶⁾ マイントツでは大学生と家職人の間に紛争が起こった後で、すべてのツンフトが結束して蜂起する。これら「愛国者たち」は総督に改革を要求するが、それも選帝侯の軍隊が出勤するに及んで、遂に服従を強いられる。⁽⁸⁷⁾ 平穏な町ゲッティンゲンでも不穏な日々が続く。⁽⁸⁸⁾ どこにおいても特に暴動を起こすことで知られる靴屋の徒弟が恐れられる。⁽⁸⁹⁾

こうした叛乱が少しずつ起こったことは政府にとって大きな幸いである。もしも農民と手工業者の蜂起がプロイセンの所々方々で同時に起こったならば、アンシャン・レジームはこれらの圧力に疑いもなく抗し切れなかつ

たであろう。誰もが危機の近づくことを知っている。それにもかかわらず、外国がこのゆっくりと進む発展に新たな方向線を示してやるままでは危機は爆発しない。そこで短気な連中は独自の解決を図らうとする。

原 註

- (37) Weber, F. B.: Staatswirtschaftlicher Versuch über das Armenwesen und die Armenpolicy mit vorzüglicher Hinsicht auf die dahin einschlagende Literatur, Göttingen 1807. 168
- (38) Pilat, R. J.: Über Arme und Armenpflege, Berlin 1804. 38
- (39) Wehrhlin, W. L.: Das graue Ungeheuer, Nürnberg 1784-1787. 93, 117
- (40) Unger, J. F.: Jahrbücher der preussischen Monarchie unter Friedrich Wilhelms des Dritten, Berlin 1795—1801. 1798, 225
- (41) Meyer, M.: Geschichte der preussischen Handwerkerpolitik (1640—1740), 2 Bd., Minden 1884—1888. II, 87—97.—Fricke, J. F.: Grundsätze des Rechts der Handwerker, Göttingen-kiel 1778. *op. cit.*
- (42) Kulenkamp, E. J.: Das Recht der Handwerke und Zünfte, Marburg 1807. 281
- (43) Goeckingk, L. F. G. v. - Bibra, Frh. V.: Journal von und für Deutschland, Ellrich 1784—1792. 1785, I, 26
- (44) Mohl: Kurze Darstellung einiger Handwerks-Mißbräuche und Vorschläge, wie solche zu verbessern seyn könnten. Von einem Unstudierten. Nebst einer gekürzten Preisschrift über das Wandern der Handwerkgesellen, (明瞭神文の製煙火図)——註 29 Goeckingk, 1789, I, 123—130
- (45) Bericht von Frey, Polizeidirektor in Königsberg; Winkler, T.: Johann Gottfried Frey und die Entstehung der preussischen Selbstverwaltung, Stuttgart-Berlin 1936
- (46) 註 29 G Pilat, 37—47

- (82) Boie, H. C. : Neues Deutsches Museum, Leipzig 1782—1791. 1785, I, 10—26
- (83) Nicolai, F. : Beschreibung der Königl. Residenzstädte Berlin und Potsdam, aller daselbst befindlicher Merkwürdigkeiten und der umliegenden Gegend, 3 Bde., Berlin 1786. Berlin, II, 636-641
- (84) 邦書 〇 Goeckingk, 1788, I, 43-50, 293-302; 1785, I, 315-324; II, 367f.; 1790, I, 27-30, 57f.; II, 144-159; 1791, II, 367f. — Meiners, C.-Spittler, L. T. : Das Göttingische historische Magazin, Hannover 1791-1794, 1788, III, 184-192 — Schirach, G. B. v. : Das Politische Journal, Hamburg, 1781—1804, 1786, I, 60 — Schlözer, A. L. : Briefwechsel, meist historischen und politischen Inhalts, Göttingen 1776-1783, 1782, 300-305, *etc.*
- (85) 邦書 〇 Goeckingk, 1790, I, 27-30
- (86) 回書 1784, 156f., 350-352; 1786, II, 193-197
- (87) Forster, G. : Ansichten vom Niederthein, von Brabant, Flandern, Holland, England und Frankreich in April, Mai und Juni 1790. 2 Bde., Leipzig 1790. Kap. X, 31-34; Kap. IX, 78-88
- (88) 邦書 〇 Neues Deutsches Museum, 1784, I, 87
- (89) 邦書 〇 Goeckingk, 1785, I, 163f.
- (90) 邦書 〇 Nicolai, Berlin, II, 599
- (91) 邦書 〇 Goeckingk, 1785, I, 26
- (92) Moritz, K. P. : Anton Reiser, ein autobiographischer Roman, München 1912, 3. Teil, 323, 326, 390-392, 395-396
- (93) Wieland, C. M. : Der Teutsche Merkur, Weimar 1773—1789. 1787, IV, 64f.; 1785, II, 54f., 70 — Gedlike,

- F.-Biester, J.E.: Berlinische Monatschrift, Berlin 1783—1792; Jena 1792; Dessau 1793—1796. 1788, II, 464-466; 1784, III, 268
- (7) Fessler, Rhode: Berlin, eine Zeitschrift..., 1799, I, 46
- (15) 邦誌 邦誌 邦誌 Der Teutsche Merkur, 1785, II, 65f., 72f., 122-125 — 邦誌 邦誌 Berlinische Monatschrift, 1787, II, 166-172
- (8) 邦誌 邦誌 Kurze Darstellung, 87—88, 107-112 — 邦誌 邦誌 Goeckingk, 1789, I, 123-130
- (9) 邦誌 邦誌 Bericht von Frey, Polizeidirektor in Königsberg; Winkler, Johann Gottfried Frey
- (10) 邦誌 邦誌 Pilat, 37-47
- (11) 邦誌 邦誌 Rhode, II, 213
- (12) 邦誌 邦誌 Goeckingk, 1792, II, 683-689; 1798, II, 135-136 — Königlich-privilegierte Berlinische Zeitung von Staats- und gelehrten Sachen (Vossische Zeitung), Berlin 1721 H., 9, Juni 1787
- (13) 邦誌 邦誌 Rhode, II, 213-218
- (14) Krünitz, J.G.: Des Gesindewesen nach Grundsätzen der Oeconomie und Polizeywissenschaft abgehandelt, Berlin 1779. II-Facijs, 88
- (15) Hoff, A.v.: Über Gesinde, Gesindeordnungen und deren Verbesserungen, Berlin 1789, 邦誌 邦誌 Über Gesinde, Gesinde-Ordnungen und deren Verbesserung. Ein Beitrag zu des Herrn von Hoff Abhandlung über diesen Gegenstand. Von einem Bedienten, Berlin 1790. 3-21
- (16) 邦誌 邦誌 Jahrbücher von Unger, 1799, II, 73
- (17) 邦誌 邦誌 Berlinische Monatschrift, 1788, I, 676-684 — 邦誌 邦誌 Jahrbücher von Unger, 1798, II, 302

- (9) 村々 ⊙ Krünitz, 10-23, 60-68, 77-80, 123-138: 》Ein Wort von Herrschaften. 《
- (77) 村々 ⊙ Pilat, 4
- (82) Emmermann, F. W.: Geprüfte Einleitung zur Einrichtung und Verwaltung der öffentlichen Armenanstalten überhaupt und besonders auf dem Lande, Gießen 1814, 93ff.
- (85) Philippson, M.: Geschichte des preussischen Staatswesens unter Friedrich Wilhelm dem Zweiten, 2 Bde., Berlin 1886, II, 27-29
- (88) 匡輶 II, 28
- (18) 匡輶' 匡輶 29-32, 35f.
- (88) 村々 ⊙ Das Politische Journal von Schirach, Mai 1795, 579
- (88) Schlözer, A. L.: Staats-Anzeigen, Göttingen 1783-1795, 1786, IX, 153-175
- (88) 匡輶 1791, XV, 225-242; XVI, 14-34
- (88) 村々 ⊙ Das Politische Journal von Schirach, 1790, II, 832, 944, 1408-1409
- (88) 村々 ⊙ Goekingk, 1791, II, 551ff.
- (85) 村々 ⊙ Das Politische Journal von Schirach, 1790, II, 1084-1087, 1266, 1409f.; 1791, I, 98 — Forster, J, G.: Briefwechsel, 2 Bde., Leipzig 1829, II, 36-42
- (88) 匡輶 II, 15
- (88) 村々 ⊙ Kurze Darstellung, 23, 46-53

十八世紀のプロイセンの社会とロマン主義

訳者注

⑨ 兄弟団 Bruderschaft、マイスターの組織としてのツンフトに対し、職人だけの互助組織として存立。建前上は教会的で聖者の礼讃を日常の勤めとしたが、関係職人に加え強い、職人としての荣誉と権利の獲得・維持に力を発揮した。宗教改革以降次第に解体し、職人組合がその世俗的任務を継承したが、十八世紀にはまだ兄弟団が存在して会員に旅券を交付するなど活動を行っていた。

⑩ ラムフォード Benjamin Thompson Rumford 一七八四年より Sir, 又た一七九〇年より Graf von Rumford となる。一七五三年アメリカ、マサチューセッツ州の生まれ、一八一四年パリで没。一七八四年よりバイエルン政府に仕え、陸軍大臣としてバイエルン陸軍の再編成に力を尽くした。ミュンヘンにイギリス庭園を造ったり、就中じゃがいもをバイエルンにひろめたことで有名。彼はまた物理学者でもあり、摩擦熱の研究で知られ、熱量計、光度計を作成した。

⑪ アントン・ライザー 訳者注⑥参照。

⑫ シューレンブルク家 Schulenburg、ブランデンブルク、ザクセンを中心に広大な領地を有する貴族の門閥。一二三七年文献に初めて見え、一五六三年帝国直属男爵位に叙せられ、十八世紀には伯爵となった。その後裔は一九四四年七月二十日のヒトラー暗殺事件に与して処刑された (Friedrich Werner Graf von der, 1875-1944 及び Fritz-Dietlof Graf von der, 1902-1944)。

⑬ アルフエンスレーベン家 Alvensleben、ニーダーザクセンの貴族。一一六三年より文献に見える。十八世紀よりその一族はプロイセンの官僚、軍人の地位を多数占めた。